

新旧対照表

○契約書案（2回目変更）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| (工事監理者等の選任) 第8条の2 受注者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する工事監理者を選任して、速やかに発注者に届け出なければならない。 | (工事監理者等の選任) 第8条の2 受注者は、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する工事監理者 及び監督職員（設備については、資格を有する者。以下「工事監理者等」という。） を選任して、速やかに発注者に届け出なければならない。 |